



医療保険(実費補償型)

個室に入れる入院プラン

- このパンフレットは医療総合保険の概要をご説明したものです。詳しくは医療保険(実費補償型) みんなの健保パンフレットをご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しており、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

4A4-363(B-250246)25-07 20K(AC)

パンフレット

AIG 損保

個室使用料などの差額ベッド代を補償する医療保険です。

医療総合保険

2025.7月版 | 2023年2月1日以降保険始期契約用

個室に入れる入院プランは
「入院するならやっぱり個室を使用したい」
という方にお届けする医療保険です。

個室に入れる入院プランの特長

基本補償

- 個室などを利用した場合の差額ベッド代を補償します。
- 先進医療・患者申出療養にかかる費用を補償します。

オプション特約

入院にかかる公的医療保険の自己負担額を補償します!

付帯サービス

健康相談サービスや
セカンドオピニオンアレンジサービスなどを提供します。

基本補償 入院諸費用保険金

入院した場合の差額ベッド代を
「3万円×入院日数」を限度に実費で補償します。



ご存知ですか？

差額ベッド代は全額自己負担となる費用です。

差額ベッド代とは、個室や少人数の部屋など一定条件を満たす病室を利用した場合に生じる、公的医療保険で支払われる室料との差額のことをいい、全額自己負担となります。

個室の差額ベッド代(例)

都道府県 がん診療連携拠点病院の
1人あたりの個室利用料の最低料金の平均は1日につき7,920円、
最高料金の平均は1日につき30,456円です。

弊社調べ 2024年12月現在の都道府県がん診療連携拠点病院(51施設)のHPIに掲載されている
個室の差額ベッド料の最低料金と最高料金をそれぞれ集計したもの。
※緩和ケア病棟個室や小児個室を除く

差額ベッド代が必要な部屋の基準は以下のとおりです。

- ①病室のベッド数が4床以下
- ②1人当たりの床面積が6.4㎡以上
- ③プライバシーの確保を図るための設備を備えている(たとえば、仕切りのカーテンなど)
- ④少なくとも私物を入れる収納設備、個別照明、小机および椅子などを備えている

最高料金の
平均は
1日3万円?



プライバシーの確保など、
療養環境の向上に対するニーズは高まっています。



男性も
同室の人が
気になって眠れない
なんてことはありません!



女性も
シャワーやトイレもあり、
お見舞いに来てくれた
友人ともゆっくり話せます!



お子さんも
小さなお子さんも
ご家族もリラックスして
過ごせます!

基本補償 先進医療費用保険金

先進医療・患者申出療養による療養を受けた場合に、その技術料や交通費、宿泊費の実費を保険期間を通じて**2,000万円限度にお支払いします。**

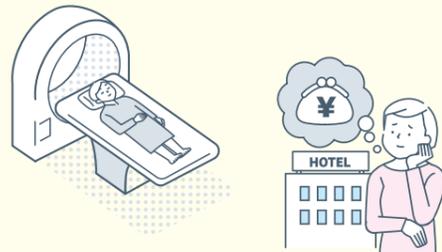
※日帰り入院または通院の場合も対象となります。
※宿泊費は1泊につき1万円限度



ご存知ですか？

先進医療・患者申出療養の技術料は**全額自己負担**となる費用です。

先進医療・患者申出療養が受けられる医療機関は限られており、治療のために交通費や宿泊費がかかる場合もあります。



先進医療・患者申出療養の技術料は高額なものもあります。

先進医療にかかる技術料(例)

技術名	病名	金額
重粒子線治療	悪性腫瘍	約314万円
陽子線治療	悪性腫瘍	約267万円

〔令和6年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について〕
(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001388150.pdf>)
を加工して作成

先進医療

厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

患者申出療養

未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者の申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で受けられるようにする制度です。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

粒子線治療

粒子線を用いた放射線治療のことで、粒子線が、ガン細胞に対して集中的に致死エネルギーを与えることにより、根本的なガン治療を行うものです。

「切らずに治すガン治療」として利用されている粒子線は重粒子線(炭素線)と陽子線の2つがあります。

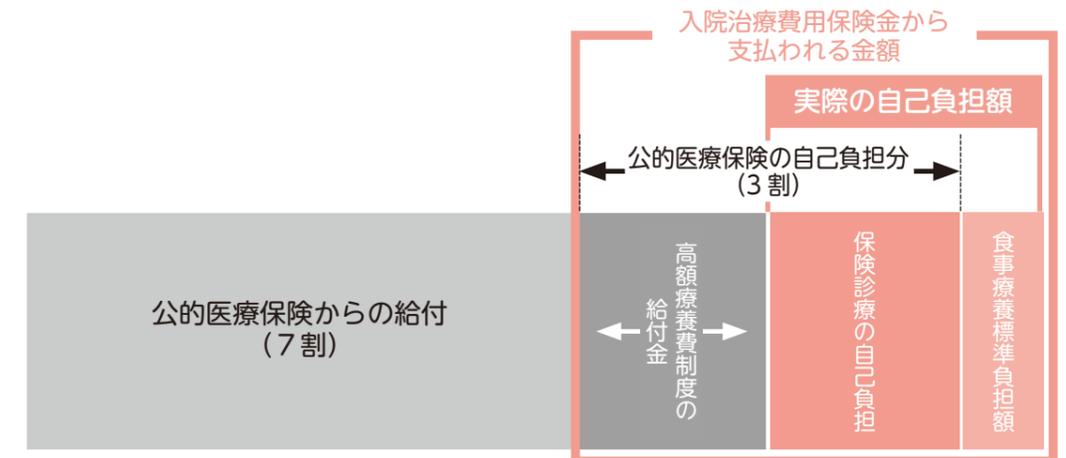
医療機関直接払

次の①～③の場合に、先進医療費用保険金を病院へ直接お支払いすることができる場合がありますので、事前にご相談ください。

- ①病院側が承認をしている
- ②ご請求の時点で保険金の支払対象であることがはっきりしている
- ③費用の額が支払限度額内である

オプション特約 入院治療費用保険金(3型)

入院時の公的医療保険の対象となる医療費の3割自己負担額と食事療養標準負担額を**1回の入院につき120万円を限度に補償**します。高額療養費制度の給付金に関係なくお支払いします。



ご存知ですか？

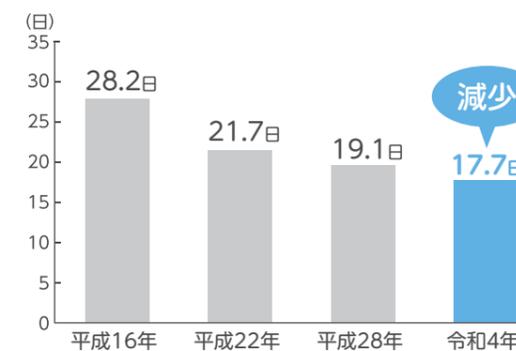
短縮化する入院期間と高額化する自己負担額

入院1日につき5千円や1万円などの定額が支払われる一般的な日額補償型の医療保険では、入院にかかる費用をまかなえない場合があります。

入院期間の短縮化

医療技術の進歩により、入院日数は短くなっています。

過去18年間で約10日も短く!

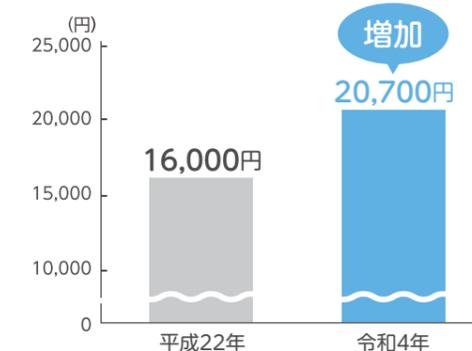


生命保険文化センター
「平成16年度 生活保障に関する調査」
「平成22年度 生活保障に関する調査」
「平成28年度 生活保障に関する調査」
「令和4年度 生活保障に関する調査」をもとに作成

高額化する自己負担額

医療技術の高度化などで入院にかかる自己負担額は増加傾向です。高額療養費制度適用後の

入院1日あたりの自己負担額は20,700円



そんなに
かかるんですか!



集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人、高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」
「平成22年度 生活保障に関する調査(速報版)」をもとに作成
※平成25年度調査より治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品の購入費用などを含む

付帯サービス

お客様の健康をサポートするサービスを提供します。

1 健康相談サービス

被保険者ご本人 と 同居のご家族 が対象となります。

24時間健康相談

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。チャットによる健康相談も可能です。チャットでのご相談は、健康サポートWebサイト「plus Baton」の会員登録が必要です。

健康相談

医療相談

メンタルヘルスの相談

介護相談

育児相談

医療機関情報提供等

女性のための24時間健康相談

24時間年中無休で、女性に多い病気や妊娠・出産および更年期障害等のご相談に女性の相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。

ご注意 女性のための24時間健康相談は女性の相談スタッフが相談にお応えしますが、相談内容などにより、医師・心理カウンセラー等の相談スタッフが男性になる場合があります。また夜間・早朝などは男性スタッフが受付する場合があります。

専門医による電話相談(予約制)

『主治医以外の医師に話を聞いてみたい』そんなとき、事前予約により各分野の専門医に相談いただけます。お申込み時に相談スタッフが病名やご相談内容をお聞きし、適切な専門医へと予約手配するほか、相談スタッフとの事前相談も可能です。診断書や検査データの提出は不要です。お気軽にお申込みください。

*本サービスは、ご利用者が医療機関に受診され確定診断を受けていることや、ティーベック(株)の相談スタッフが専門医との相談が適切と判断した場合に利用いただけます。利用者の疾病や受診状況をヒアリングした上で、適切な診療科目の医師を手配します。なお、対応する診療科目は、整形外科や耳鼻咽喉科、眼科など11の診療科目です。(2025年7月現在)詳細はご利用の際にお問い合わせください。

2 セカンドオピニオンアレンジサービス

被保険者ご本人 が対象となります。

セカンドオピニオンの手配

各疾患領域で専門的治療に取り組む医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医*1)による面談またはオンラインでのセカンドオピニオンを手配します。

*同一診断名でのセカンドオピニオンの提供は、原則年1回となります。ティーベック(株)が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。ご利用者が入院中等でセカンドオピニオンを受けられない場合、その家族が代理として利用することができます。入院・転院を目的としたご利用はできません。

「ドクターが薦める専門医」の情報提供

複数のドクターにより推薦・選考された専門医*2をご案内します。ご案内にあたり、相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

*ご利用は原則年1回、最大3名までの情報提供とさせていただきます。情報提供した専門医による診察を保証するものではありません。受診の際は医療機関に受診方法についてご確認ください。

専門医療機関への受診手配

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療が行える医療機関を探し、受診の手配をします。

*同一病名では1回のみ利用できます。また、未治療の疾患に限られます(原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません)。ティーベック(株)が提携する医療機関への受診手配は、ティーベック(株)が適当と判断し、また、提携医療機関が受け入れを可能と判断した場合に可能で、ご利用者が希望すれば受けられるものではありません。ティーベック(株)が受診手配した、あるいは情報提供した医療機関への受診にかかる費用等は利用者の自己負担となります。

*1 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとして、ティーベック(株)の医師ネットワークである「ドクターオプドクターズネットワーク®」に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

*2 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されティーベック(株)が運営する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

3 PET健診トータルサービス

被保険者ご本人 と 同居のご家族 が対象となります。

全国の提携PETセンターのご紹介から受診に必要な手続きや書類準備のアドバイス、日程調整、予約代行までトータルサポートします。

本サービスは、ティーベック(株)の業務提携先である(株)ウェルネス医療情報センターがPETセンターの紹介および予約代行を行います。検査料金は通常料金より割安な価格でご提供します。

【ご注意】PET検査が公的医療保険制度の対象となる場合は割引の適用はございません。一部割引のない医療施設もございます。

<付帯サービスご利用に関してのご注意> 詳しくは、ご契約後にご案内する保険証券と同封のチラシにてご確認ください。

(注1)これらのサービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。

(注2)これらのサービスは、国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。

(注3)ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。

(注4)サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。

(注5)サービスの提供にあたり取得した個人情報、ご契約企業などへ開示することはございません。

個室に入れる入院プランの補償内容

基本補償

差額ベッド代ではありません

入院諸費用保険金

入院した場合の差額ベッド代、ベビーシッター・清掃代行サービス業者・介護従事者・ペットシッターなどの雇入費用、被保険者の同居の親族の保育所・介護施設への預入費用や障害福祉サービスの費用、ペットホテルへの預入費用などを、実費でお支払いします。

※雇入・預入費用にはお支払い条件があります。詳しくは重要事項説明書でご確認ください。

ベビーシッター



清掃代行サービス



ペットシッター・ペットホテル



先進医療費用保険金

先進医療・患者申出療養による療養を受けた場合に、その技術料や交通費、宿泊費を、実費でお支払いします。



オプション特約

保険診療の自己負担額がゼロに

入院治療費用保険金(3型)

入院した場合に治療のために負担した公的医療保険制度の自己負担額に応じた額をお支払いします。

入院にかかる費用と個室に入れる入院プランの概要

公的医療保険の対象とならない費用

入院にかかる諸費用

- 差額ベッド代
- 入退院・転院時の交通費
- 清掃代行サービス業者、ホームヘルパー、ベビーシッター、ペットシッター等の雇入費用
- お子さんの保育所への預入費用
- 親族の介護施設への預入費用
- 障害福祉サービスや障害児通所支援の費用
- ペットホテル等への預入費用
- 親族の付添にかかる費用
- 日用品などの購入費用

先進医療・患者申出療養の費用

- 先進医療・患者申出療養の技術料や交通費、宿泊費

個室に入れる入院プラン 基本補償

入院諸費用保険金

1回の入院の支払限度日数
365日

1回の入院の支払限度額
ご契約の保険金額

差額ベッド代	「3万円×入院日数」が限度	実費
入退院・転院時の交通費	実費	
雇入・預入費用	雇入・預入費用を合算して、「1.5万円×雇入・預入日数」が限度 ※お支払いに条件がございます。詳しくは重要事項説明書をご覧ください。	定額
親族付添費	1日につき4,200円(2025年7月現在) ※重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間について補償します。	
諸雑費	1,100円×入院日数(2025年7月現在)	実費
付添にかかる寝具料・交通費	実費 ※親族付添費が支払われる場合にお支払いします。	

先進医療費用保険金

保険期間を通じて
2,000万円限度

先進医療・患者申出療養の技術料	実費	実費
病院までの往復交通費	実費	
宿泊施設の客室料	1泊につき1万円限度	

公的医療保険の対象となる医療費

入院にかかる医療費等

- 公的医療保険の自己負担額
- 食事療養標準負担額

●公的医療保険からの給付金

個室に入れる入院プラン オプション特約

入院治療費用保険金(3型)

1回の入院の支払限度日数
365日

1回の入院の支払限度額
120万円

入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 3円 + 食事療養標準負担額など

1回の入院につき **120万円限度**

診療報酬点数とは
厚生労働省が保険診療における個々の医療行為(投薬、注射、手術、検査など)の値段を決めたもので、1点=10円で計算されます。

